市全域図
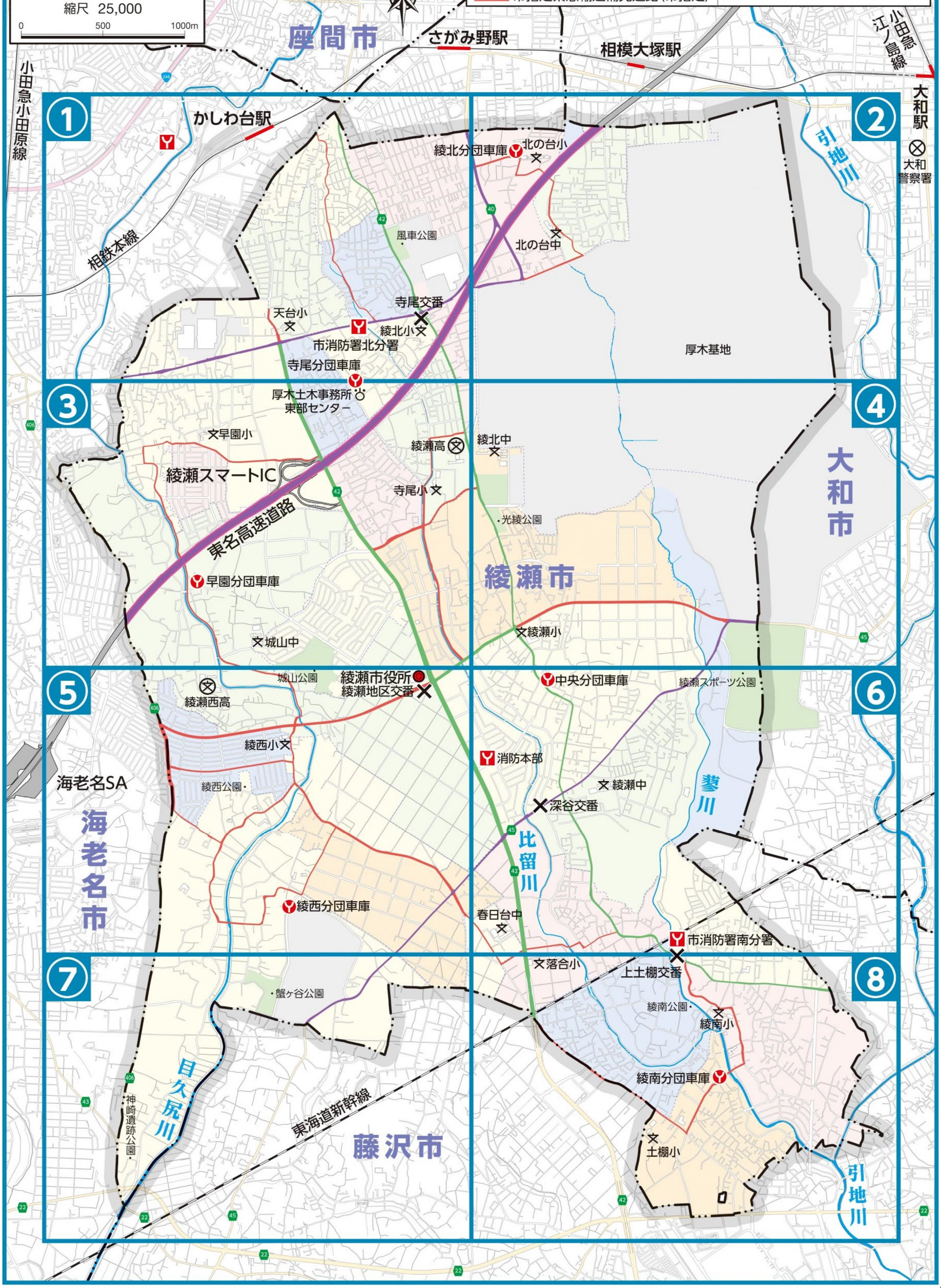
凡例	説明
第1次緊急輸送道路(県指定)	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。
第2次緊急輸送道路(県指定)	第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。
緊急交通路指定想定路線(県警察指定)	大震災発生時、一般車両の通行禁止、制限の交通規制を受ける道路
市指定緊急輸送補完道路(市指定)	県指定の路線に市の防災上必要な路線を加えたもの